

定 款

(2021年6月23日改定)

ジャパンマテリアル株式会社

第 1 章 総 則

第 1 条（商号）

当社は、ジャパンマテリアル株式会社と称し、
英文では JAPAN MATERIAL Co., Ltd. と表示する。

第 2 条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターおよび周辺機器の開発ならびに製造・販売・通信販売・賃貸および輸出入
2. コンピューターおよび周辺機器用ソフトウェアの開発ならびに保守・設計および製造・販売と輸出入
3. コンピューターおよび周辺機器用ソフトウェア開発ならびに保守・設計製造の受託
4. データ通信システムに係わる装置の開発・保守の受託・販売および賃貸
5. データ通信システムに係わるソフトウェアの開発ならびに製造・販売と輸出入
6. 半導体試験装置・ガス供給装置・除害設備の開発および製造・販売・リースと同装置の保守ならびに輸出入
7. 回転機器および半導体を製造する際に発生する有害ガスを除去する装置の保守
8. 半導体・電気電子部品に係わる開発ならびに製造・販売と輸出入
9. 各種高圧ガスならびに同生産供給設備およびその容器、器具の製造・販売・リースおよび輸出入
10. 医薬品、工業用薬品、毒物、劇物、医療用器具の製造・販売および輸出入
11. 各種高圧ガスおよび設備の供給・管理・保守
12. 管工事の設計・施工・監督・保守
13. プラント設備の設計・施工・監督・保守
14. 電気工事の設計・施工・監督・保守
15. 空調・給排水・衛生・消火栓・厨房・換気設備工事の設計・施工・監督・保守
16. 事務機器類、機械工具類、道具類に関する古物商取引
17. 発電および売電に関する事業
18. 労働者派遣事業法に基づく一般・特定労働者派遣事業
19. 不動産賃貸業
20. 倉庫業
21. 運送業
22. 警備業
23. 上記各号に係るコンサルティング業務
24. 上記各号に付帯する一切の業務

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を 三重県三重郡菰野町 に置く。

第4条（機関）

当社は、次の機関を置く。

- （１） 取締役会
- （２） 監査役
- （３） 監査役会
- （４） 会計監査人

第5条（公告の方法）

当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第6条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第2章 株 式

第7条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、32,400万株とする。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （１） 会社法第189条第2項各号に定める権利
- （２） 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （３） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株式名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよびその手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

当会社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権ある他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役の員数）

当社の取締役は12名以内とする。

第19条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第21条（役付取締役および代表取締役）

取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

2. 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会の決議によって、取締役社長のほかに、当会社を代表する取締役を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第24条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項につき書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第28条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第29条（監査役の員数）

当社の監査役は4名以内とする。

第30条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第33条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の

必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第34条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第35条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第36条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第37条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第38条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第39条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第40条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第41条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第42条（期末配当金）

当社は株主総会の決議によって、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払うものとする。

第43条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

第44条（期末配当金等の除斥期間）

当社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

1997年	4月28日	制定
2012年	6月27日	改定
2013年	4月1日	改定
2013年	6月27日	改定
2014年	12月1日	改定
2015年	6月24日	改定
2017年	1月1日	改定
2018年	3月1日	改定
2018年	6月27日	改定
2021年	6月23日	改定